

これから始まる家族の新しいドラマ

成年後見物語

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

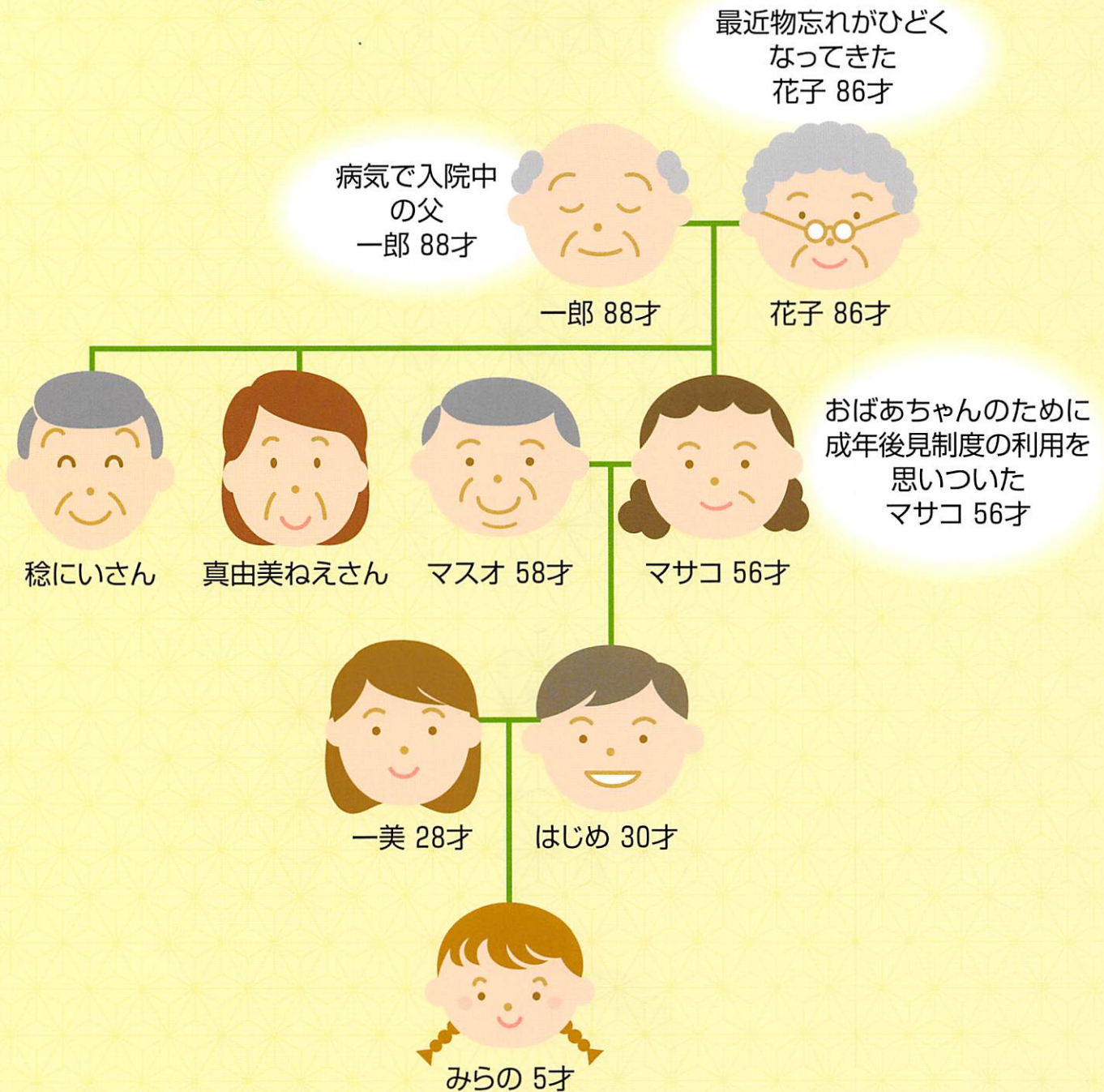


©YASUI YOKO/WORKS



社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

木村家の人々



神奈川県横浜市で食堂を営む
木村マサコさん一家。
病気の父や、物忘れがひどくなってきた
母をかかえる7人4世代の
大家族です。

事件のはじまりは…

ある日、家族が外出から帰ると、
部屋の中に新しい羽フンがおいてあります。
留守番をしていた花子おばあちゃんにたずねてみますと、
「よくわからないけど親切なお兄ちゃんがきて、『これを使って。
寝心地がいいよ。』とフンをおいていった。」とのこと。
よく見ると傍らには羽フン購入の契約書が(代金40万円)…



このままじゃいけない!



また、このような被害にあわないようにするには
どうしたらいいのかしら……

マサコは成年後見制度の利用をおもいつき、
リーガルサポートに相談にいきました。

でも どんなふうに 利用すればいいのかしら？



後見人の仕事は、責任の重い仕事です。
法律的な判断やきちとしたお金の管理、時には花子さん
のために訴訟などもしなくてはなりません。
どうやら、マサコさんは家族に協力してもらえそうです。ま
た、マサコさんが後見人になることに反対する人もなさそ
うですので、マサコさんに後見人になって頂きましょう。
それでは、マサコさんが後見人になったときに何をす
ることになるのか見ていきましょう。



後見人の仕事は、こまごまとした金銭の出納から複雑な契約まで多岐にわたります。そのため一定の労力と時間が不可欠でいろいろな知識も要求されます。また、一度選任されると辞任するにも裁判所の許可が必要になりますので、十分に検討し納得してから後見人になる必要があります。

職業後見人など第三者が 後見人になったほうが良いと思われる事例

- ① マサコさんを疑う兄弟がいる
- ② 花子さんの財産をねらう人がいる
- ③ 訴訟など紛争性がある
- ④ 内容が複雑
- ⑤ 後見人になるにも体力など自信がない
- ⑥ 見寄りがない



こんなとき
リーガルサポートに
お任せください



そして、家庭裁判所に花子さんのために、
マサコさんを後見人の候補者として後見開始の申立をおこないました。

申立については「いつも、あなたのそばに。」を参照してください。

注意) マサコさんを候補者としても、必ずしもマサコさんが後見人に選任されるわけではありません。

もう後見人になってるの？



まだ後見人になったわけではありません。



申し立てから数ヶ月後

ある日マサコのもとに裁判所から
1通の郵便が届きました。



特別送達で～あ

よーし! やるぞ!!



マサコさんが花子さんの後見人として選任されました。

後見人に選任されると、特別送達という方法で審判書が送られてきます。

このときから後見人になる訳ではありません。

花子さんに後見が開始されることに異議がある人がいるかもしれません。

そのため2週間の異議申し立て期間が用意されています。

マサコさんは成年後見人になりました。他に、保佐人、補助人と呼ばれる後見人になって、花子さんを支援するばあいがあります。役割や権限が異なりますが、詳細は「いつも、あなたのそばに。」を参照してください。



さあ いよいよ始まるのね！

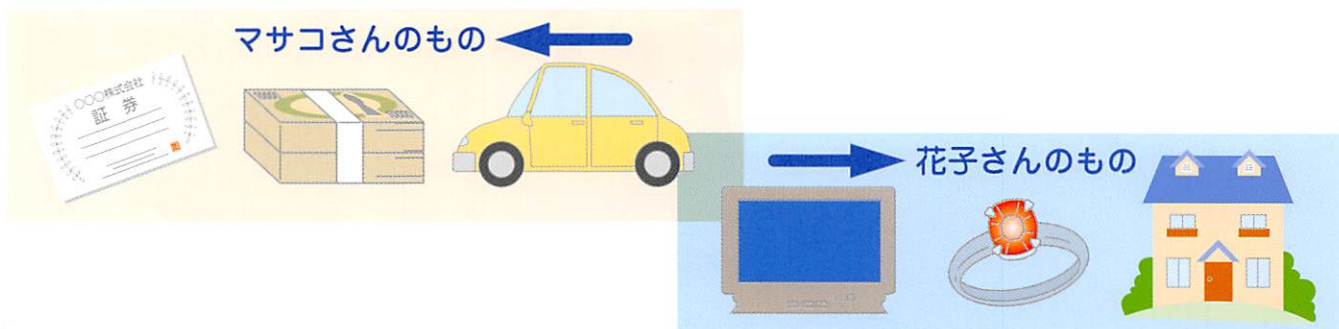
でも2週間たって、何の連絡もないけど始めていいの？

2週間が経過したら、裁判所に異議を申し出た方がいなかったか確認して、後見人としての仕事を始めてください。その前に一番大事な心構えを確認しておきましょう。



1 心構え… 花子さんの物は花子さんの物

マサコさんは花子さんと同居していますから、これまで花子さんの財産を区別することなく生活してきたとおもいます。これからは、区別して管理しなくてはなりません。花子さんの財産を把握するためにいろいろな調査をしましょう！



2 登記事項証明書

調査を始める前に登記事項証明書を取得しましょう。これは、後見人の仕事をするための身分証明書のようなものです。

取得方法

最寄りの法務局で申請用紙を受取り郵便で東京法務局から交付を受けてください。
(詳細は「いつも、あなたのそばに。」を参照してください。)

確定証明書

家庭裁判所で確定証明書を取得出来ます。これに、家庭裁判所から送付された審判書謄本を併せても登記事項証明書と同様の役割を果たすことができます。但し、取扱には注意を要します。出来る限り登記事項証明書を取得しましょう。

3 調査



なお、金融機関には、後見人である旨を届け出てください。金融機関によってその方法は異なります。花子さんの預貯金の名義は、「木村花子成年後見人木村マサコ」等になります。「木村マサコ」や第三者の名前にしてはいけません。

4 財産目録をつくりましょう。

裁判所から送られた封筒をもう一度取り出してください。「財産目録」という用紙が同封されているはずですよ。「財産目録を1ヶ月以内に送付してください」と書いてあるでしょう。「財産目録」…堅そうな世界に足を踏み入れてしまったと後悔してませんか？でも驚くことはありません。財産目録の作成は、花子さんの財産を区別して把握するための作業なのです。



花子さんの持ち物は？

<p>これまで一つの財布に入っていたら分けるのは難しいかもしれませんが、これからは分けて管理します。</p>	<p>花子さんの名前のものを分けましょう。預貯金通帳で紛失しているものがあれば再発行します。残高証明書も取得しておきましょう。</p>	<p>証券会社に取引照会をします。</p>	<p>権利証 謄本（登記事項証明書） 評価証明書 法務局等へ行って家の名義の確認をします。</p>	<p>金銭価値のあるものです。どこまでを財産として扱うか難しいところです。仮に価値がないものでも、花子さんのものとして特定しておきたいものは載せておきましょう。</p>	<p>借入金があればその借入先、借入日、金額、利息、返済方法、返済状況、担保、保証人等を把握し、今後の対応を検討することとします。</p>
--	---	-----------------------	---	--	---

財産目録の調製がいい加減な場合…



こうならないためにも、信頼できる第三者や稔にいさんや真由美ねえさんなどの立会を求めて決める必要があるようですね。後見監督人が選ばれている場合は立会を求めなくてはなりません。

注意事項)

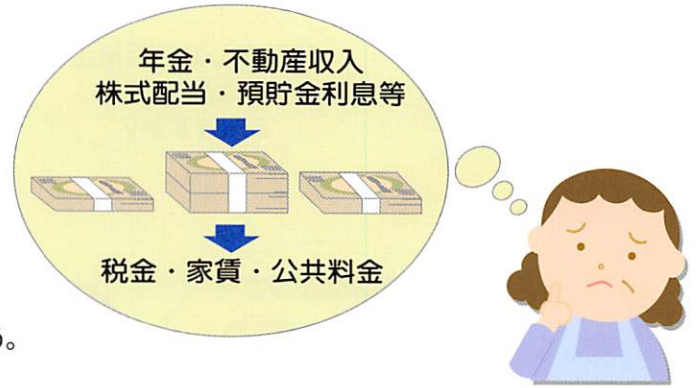
必ず後見監督人に申し出なければならない事項（後見人の場合）
マサコさんが花子さんにお金を貸していたり、花子さんから借りていた場合、財産の調査を始める前に後見監督人にその旨を申し出ます。お金を貸していたのに、その申し出をしないと、返して貰えなくなる場合があります。

5 生活プランをつくりましょう。

次に、どのような支援をしたらいいか考えましょう。
どのくらい収入があるのか？
どのくらい支出があるのか？
これが解らなければ、どう支援するか決められません
収入はどんなものがあるか把握しましょう！

さてどうでしょうか？

当面の生活に必要なお金の確保はできていますか？
返済しなくてはならないお金はありますか？
花子さんのために、ふさわしい暮らし方を考えましょう。



6 専門家に相談しましょう。



この後見物語のきっかけとなった「羽フトン事件」について、今後の支援プランを考える上でも、どのように解決するのか方針を決めなくてはなりません。消費者センターや司法書士・弁護士に相談してみてください。（生活支援の方法でわからなければ、社会福祉士などに相談しましょう。）

7 裁判所に報告しましょう。

調査が終わったら、財産目録に調べた内容を記載し、裏づけ資料とともに裁判所へ提出します。
どうしても一ヶ月以内に報告出来ない場合はそのことを連絡しましょう。



後見人の仕事

賃貸借契約

入院に際しての契約や施設の入所退所

代金の支払い

介護サービスが契約どおりおこなわれているか監視します。

いろいろな契約をするために必要な調査も仕事です。

出来ない仕事・含まれない仕事

お医者さんに「延命措置をしてください」ということ
あの人と「結婚しなさい!」ということ
あの人を「養子にしなさい!」ということ
「ここに住みなさい!」と強要すること
直接介護をすること

備考

精神保健福祉法第20条の規程により
「保護者」になる場合は、「治療」や「引き取り」
など特別な義務があります。

相談窓口 市役所の福祉課 社会福祉協議会 社会福祉士会 民間相談機関

毎日の仕事は何をすればいいの？



1 毎日の仕事

花子の家計簿をつける



花子に関する日記をつける



ちゃんと記録するって面倒だけど、お母さんに何が必要で何をしたら良いか解るわ



2 時々のお出来事

病院と入院契約するマサコ



税務申告するマサコ



法廷に立つマサコ



3 その他

ペイオフに悩むマサコ



時代の流れをつかんでおきましょう！



毎日日記や家計簿を付けているし、あとは通帳のコピーとか領収書を持っていけばいいのね

4 家庭裁判所への報告



ときどき家庭裁判所から業務内容についての報告を求められ、監督を受けます。

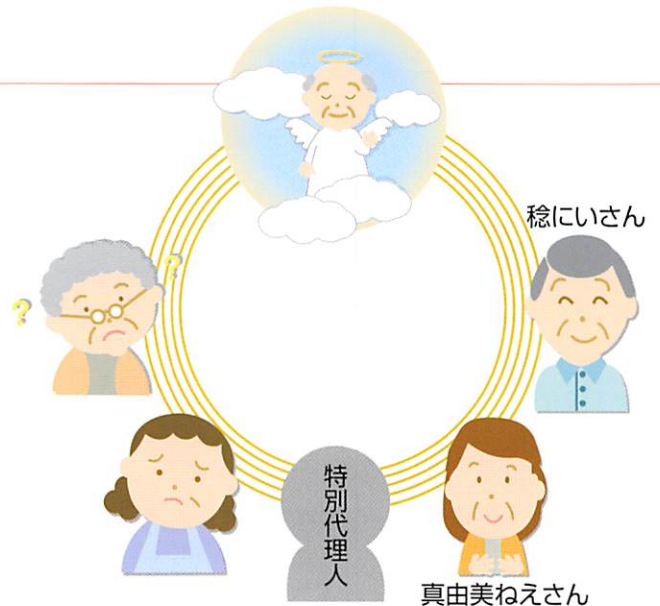




ふだんの仕事の他には 何があるの？

1 一郎さんが死亡しました

一郎さんの財産をどのように相続するか、みんなで決めなくてはなりません。ところが、マサコさんは一郎さんの相続人です。花子さんも一郎さんの相続人です。マサコさんに得な決め方は、花子さんに損な決め方になってしまいます。そこで、家庭裁判所に花子さんのための「特別代理人」を選んでもらう必要があります。マサコさんの仕事を監督する後見監督人が選ばれている場合がありますが、その場合は、後見監督人が花子さんのために相続の仕方を決めます。



2 花子さんが土地建物を相続しました

相続や遺贈などによって包括的に財産を取得した場合は、財産を調査し、その結果を財産目録にまとめて、家庭裁判所に報告します。

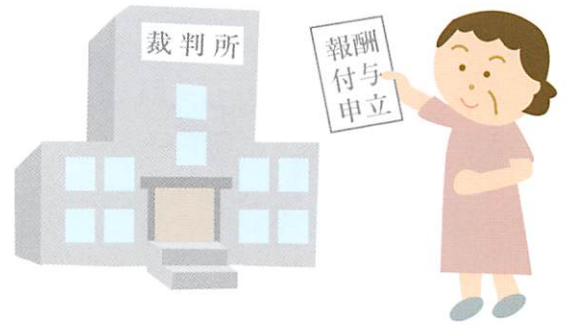


3 花子さんの土地建物を売りたい

この家は、花子さんの暮らす居住用不動産です。処分するには、事前に家庭裁判所の許可を得る必要があります。居住用不動産か否かの判断はとても難しいので、不動産を処分する必要があるときは、事前に裁判所に相談しましょう。

4 報酬をもらいたい

半年ないし1年間の後見業務をまとめて報酬付与の申立を家庭裁判所におこないます。報酬はすべての条件を考慮して裁判所がきめます。親族の場合は扶養義務との関係も考慮されます。



5 贈与をしたい

孫への贈与などは原則的に認められません。贈与や貸付の必要がある場合は家庭裁判所に事前に相談することが必要です。



相談無くおこなった場合、贈与を受けた者や成年後見人のマサコさんから全額返金してもらうことになる場合があります。

6 その他いろいろな報告

次のようなときは、裁判所に報告しましょう。

- i) 財産処分、遺産分割、相続放棄等財産管理の方針を大きく変更するとき
- ii) 本人の入院先・氏名・住所・本籍、または、成年後見人の氏名・住所が変わったとき
- iii) 療養看護の方針を大きく変えるとき

不安な点、不明な点は、家庭裁判所の担当係に電話して指示を受けましょう。

7 成年後見登記事項に変更がある場合の変更登記申請

本人の氏名・住所・本籍、成年後見人の氏名・住所に変更を生じたときは、その変更の登記を申請する必要があります。

わからないこと、迷ったことは、家庭裁判所に相談しましょう。

その際、最初に送られた審判書に書かれている事件番号「平成**年(家)第***号」を始めに伝えてから、相談してください。





後見人をやめる時って？

1 終了のパターン

① 花子さんが
死亡の
場合



② マサコさんが
死亡の
場合



2 終了後の仕事

i) 財産目録の調製
後見終了後2ヶ月以内

ii) 利息の支払い
マサコさんが花子さんに返還する必要がある金額
花子さんがマサコさんに返還する必要がある金額
は、後見の計算が終了した時から、利息をつけなければなりません。

マサコさんが自己のために花子さんの金銭を使ったときは、その使った時から、利息をつけなければなりません。そのことで花子さんに損害があったときは、その賠償もしなくてはなりません。

iii) 成年後見登記
本人が死亡した場合は、後見人がその旨の登記を東京法務局に対して、行ないます。
辞任や解任の場合は、家庭裁判所からその旨の登記が東京法務局に対して、囑託されます。

終了時にはこんな事も考えられます



3 財産の引き渡しの仕事

① 花子さん死亡の場合



稔にいさん

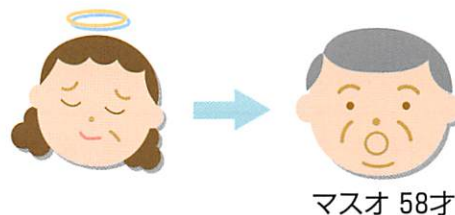
真由美ねえさん

マサコさんは相続人でもありますが、だから引き渡さなくていいという訳ではありません。また、不用意に稔さんに財産を引き渡すことも出来ません。すぐに、相続人全員・・・稔にいさん、真由美ねえさん（一郎さんはすでに死亡）に集まっていただき話し合いましょう。

引渡を受ける人を決めて、引渡に関する合意書などを作っておきましょう。もし、遺言がある場合には、遺言執行者に引き渡しましょう。

② マサコさん死亡の場合

後見人の終了手続きは、話し合いにより成年後見人の相続人マスオさんが行うこととなります。



マスオ 58才

③ マサコさんが辞任した・解任された場合

後任の成年後見人等に本人の財産等を速やかに引き渡します。

4 家庭裁判所への終了報告

成年後見人の職務が終了した場合、家庭裁判所に対して、その旨の報告をします。報告する内容は、①主な業務内容、②活動記録、③財産の管理状況などです。終了事項が記載された後見登記事項証明書や財産引渡しの受領書なども添付することになります。

終了の報告は2ヶ月以内にしなければなりません。

「社団法人 成年後見センター・リーガルサポート」は、「成年後見制度」が誕生するのに先駆け、その受け皿として誕生しました。

リーガルサポートの会員は司法書士です。司法書士はこれまで、重要な財産の保全や、民事紛争の解決など、皆様方のそばで、皆様方の権利を守る法律家としての役割を果たしてきました。これらの経験をとおして、判断能力の衰えた方の権利を擁護するためには、総合的、専門的な知識を持つ人を養成し、供給する必要性があると考え、このような組織をつくったのです。

家庭裁判所からは、すでに多くの会員が後見人等に選任され、法律家としてのノウハウを生かして、全国で活躍しています。



全国各地に50支部

LEGAL SUPPORT



社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館4階
<http://www.legal-support.or.jp/>

本 部	03-3359-0541	群 馬 支 部	027-224-7773	広 島 支 部	082-511-0230
札 幌 支 部	011-280-7078	静 岡 支 部	054-289-3700	山 口 支 部	083-924-5220
函 館 支 部	0138-27-0726	山 梨 支 部	055-254-8030	岡 山 県 支 部	086-226-0470
旭 川 支 部	0166-51-9058	な が の 支 部	026-232-7492	鳥 取 支 部	0857-24-7013
釧 路 支 部	0154-41-8332	新 潟 県 支 部	025-228-1727	し ま ね 支 部	0852-24-2005
宮 城 支 部	022-263-6786	愛 知 支 部	052-683-6696	香 川 県 支 部	087-821-5701
ふ く し ま 支 部	024-533-7234	三 重 支 部	059-213-4666	徳 島 支 部	088-622-1865
山 形 支 部	023-623-3322	岐 阜 県 支 部	058-259-7118	高 知 支 部	088-825-3141
岩 手 支 部	019-653-6101	福 井 県 支 部	0776-30-0016	え ひ め 支 部	089-941-8065
秋 田 支 部	018-824-0055	石 川 県 支 部	076-291-7070	福 岡 支 部	092-738-1666
青 森 支 部	017-775-1205	富 山 県 支 部	076-431-9332	佐 賀 支 部	0952-29-0626
東 京 支 部	03-3353-8191	大 阪 支 部	06-4790-5643	長 崎 支 部	095-823-4777
神 奈 川 県 支 部	045-640-4345	京 都 支 部	075-255-2578	大 分 支 部	097-532-7579
埼 玉 支 部	048-845-8551	兵 庫 支 部	078-341-8686	熊 本 支 部	096-364-2889
千 葉 県 支 部	043-246-2666	奈 良 支 部	0742-22-6707	鹿 児 島 支 部	099-251-5822
茨 城 支 部	029-302-3166	滋 賀 支 部	077-525-1093	宮 崎 県 支 部	0985-28-8599
と ち ぎ 支 部	028-632-9420	和 歌 山 支 部	073-422-0568	沖 縄 支 部	098-867-3526